

改正労働契約法について—無期労働契約への転換が可能になります—

2013年4月1日、改正労働契約法が施行されました。これは下記の3つのポイントにおいて、有期契約労働者の労働条件を改善するものです。しかし、無期労働契約への転換が始まろうとしている今、多くの使用者が雇止めを強行しようとして問題になっていることがニュース等で報道されています。熊大教職員組合でもこれまで教職員の方々からの相談を受けてきました。このような方々は氷山の一角でしかありません。そのため、本ニュースで改正労働契約法について、また熊大での無期転換への手続きについて説明します。

● 改正労働契約法の3ポイント

ポイント①：無期労働契約への転換（第18条）

同一使用者との間で労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、2018年4月1日から無期雇用への申込権が発生します。有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換されます。2013年4月1日以降継続して雇用されている有期労働契約期間の通算が5年を超える場合、その労働契約期間の初日から満了時までの間であれば、無期転換の申し込みをすることができます。無期転換の申し込みが行なわれると、使用者が申し込みを承諾したとみなされ、その時点で、無期労働契約が成立します。

ポイント②：雇止めの禁止（第19条）

使用者が、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない」のにも関わらず、雇用を終了させようとする場合（「雇止め」）は、権利濫用であり契約の解約は無効となります。また「雇止め」だけではなく、クーリング期間の強要などが現在社会問題になっています。クーリング期間とは、有期労働契約と次の有期労働契約の間に契約がない期間のことで、その空白期間は通算契約期間に含まれません。クーリング期間も契約期間によって異なりますので、契約の通算期間を計算する際は注意する必要があります。

ポイント③：有期契約と無期契約の労働条件の不合理な相違の禁止（第20条）

これまで有期契約労働者の労働条件は、「雇止め」の不安からも、無期契約労働者のそれと比べ合理的に決定されなかったことがありました。しかし、今回の改正で、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、労働条件を不合理に相違させることが禁止されます。賃金や労働時間といった労働条件だけではなく、労働契約に含まれる災害補償、福利厚生といった一切の待遇が対象となります。

● 熊大での手続き

人事・労務ユニット（現在、人事課）作成の『労働契約法及び研究開発力強化法の一部改正に伴う有期雇用職員の雇用制度の見直しについて』（2015年3月18日）には、5年を超えて雇用され無期転換を希望する者は、雇用部局で今後の方針を検討し、無期転換審査委員会（現在は有期契約労働者雇用審査委員会）で協議する、と記されています。また無期転換の審査委員会は9月と3月の年2回開催を予定されています。昨年、人事課から各部局に無期転換希望者について照会されており、2017年9月には審査委員会が開催されたと組合に情報提供が行なわれました。もし、有期雇用職員が無期労働契約への転換を希望するならば、まずは所属

部局に伝えなくてはなりません。各部局で検討してから、この審査委員会で協議されるまでは約3ヵ月必要となるため、無期転換を希望する場合はなるべく早い段階で雇用部局に申請する必要があります。無期雇用への転換は、5年を超えて熊大に勤務する有期雇用職員の皆さんに与えられた権利です。この権利を行使する機会を逃さないためにも、雇用部局長に確認してください。

● まずは労働契約の確認を

熊大の有期雇用職員就業規則第7条では雇用期間を次のように定めています。このように、有期雇用職員の職種も様々でそれぞれに雇用期限や上限年齢が異なります。また、契約内容によっては、無期雇用転換がかえって不利に働く場合もあるかもしれません。今後、皆さんの希望する雇用条件で勤務できるようになるためにも、まずはご自身の労働契約通知書で契約内容を確認し、申込みの判断をしてください。

対象者		雇用期限	上限年齢（年度末）
一般の有期雇用職員		年度更新で原則3年、例外で5年（10年適用職は最長10年）	職員就業規則第21条に定める定年年齢
個別契約職員	下記以外の者	5年（10年適用職は最長10年）	・変更なし（個別契約書で適用を受ける就業規則の規定による） ・有期雇用職員就業規則第7条の2第3項の特例協議も可能
	特別診療担当医師	なし	変更なし（個別契約書で適用を受ける就業規則の規定による）
非常勤講師		なし	70歳（有期雇用職員就業規則第7条の2第3項の特例協議も可能）
学校医・学校歯科医・学校薬剤師			70歳（有期雇用職員就業規則第7条の2第3項の特例協議も可能）
医員			60歳
週20時間以内勤務の学生	TR・RA・大学院生 研究員	なし	60歳
	本学学生が雇用条件でない職名	5年（10年適用職は10年）	60歳

*「指導保育士」及び「業務補助員」（上限年齢のみ有り）は更新回数制限なし

● 迷った場合はご相談ください

改正労働契約法は、有期契約労働者が持つ雇止めに対する不安を解消し、安心して働き続けることができる環境を整備するためのものです。いよいよ無期雇用への転換を申し込む権利が4月から発生するのを目前に、使用者による雇止めといった脱法行為への懸念が日本中で高まっているのも事実です。このような問題が熊大でも発生しないように、組合は注視していきます。ご相談などがありましたら、組合事務所まで連絡してください。

	熊本大学教職員組合	
	No. 12 2018. 3. 15	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/